

**【重要】このソフトウェアをご使用する前に必ずお読みください。**

本ライセンス契約は、お客様（以下「エンドユーザー」といいます）と弊社会社たけびし（以下「たけびし」といいます）との間の契約書です。同封の本ソフトウェアを使用することにより、エンドユーザーは以下の条項を受け入れたことになります。本ライセンス契約において、「本ソフトウェア」という用語は、本ライセンス契約が同封されているCD-ROMもしくはディスク媒体上に含まれているソフトウェア、または、たけびしの管理するインターネット上のサーバからダウンロードされたソフトウェアを意味します。本ソフトウェアは、たけびし以外の者によって提供または供与されている別途ライセンスの対象となるソフトウェアは含まれません。また、本ライセンス契約はそうしたソフトウェアについて何らの権利を付与するものではありません。

エンドユーザーがここに記載される条項に合意しない場合には、本ソフトウェアが記載されているすべての記録媒体から、本ソフトウェアを消去し、CD-ROMもしくはディスク媒体が含まれているソフトウェアパッケージおよび本ソフトウェアのその他のコンポーネントを破棄するか、または開封せずにそのまま購入場所まで返却しなければなりません。

## 第1章 「OPC Spider」

### 定義：

本ライセンス契約において、「本ソフトウェア」とは、本契約書のライセンス指定欄に記載または記載される「OPC Spider」、および「オプションパッケージ」（「アダプタ」の他のソフトウェアである関連製品）を意味します。なお、ソフトウェアサポートサービス契約に基づくサポートサービスの対象は、本章における「本ソフトウェア」に限定されるものとします。

### 権利の帰属：

本ソフトウェアおよび付属書類に関する知的財産権は、たけびしまたはそのライセンサーに帰属するものであり、また、その内容は日本の著作権法、商標法、特許法および不正競争防止法、ならびに国際条約の諸規定によって保護されています。本ソフトウェアおよびその一切の複製、修正、翻訳等がなされた部分の独占的な所有権、ならびに著作権およびその他の一切の知的財産権は、たけびしまたはそのライセンサーに帰属します。

### ライセンスの特許：

たけびしは、エンドユーザーに対して、本ライセンス契約の条項に基づいて本ソフトウェアを使用する非独占的かつ譲渡不能のライセンスを有償で供給します。本ソフトウェアを一時的にメモリにロードしたり、永続的にメモリにインストールしたりする場合、エンドユーザーは本ソフトウェアをコンピュータ上で使用したものをみなされます。エンドユーザーはたけびしからの書面による許可を事前に得ることなしに、本ライセンスを譲渡または移転することはできません。また、無許可で行われた譲渡または移転は無効となります。

### ライセンスの性質：

本ライセンス契約に基づく権利は、エンドユーザー（個人事業者または法人のいずれであるかに拘りません）自身に帰属し、そして、エンドユーザー自身のみが行使し得るものであります。そのため、エンドユーザーは、本ライセンス契約に基づく権利を第三者に譲渡または移転してはならず、また、第三者の便宜やデータのために本ライセンス契約に基づく権利を行使してはなりません。

### コンピュータ指定のライセンス：

エンドユーザーが導入することを許諾されたOPC Spiderは（これらの基本ライセンスは1ノードです）、エンドユーザーが所有または貸与を受けている（スタンダード版、ネットワーク接続のいずれであるかに拘りません）コンピュータ上で1つのJava仮想マシン上で使用することができます。エンドユーザーは、OPC Spiderをネットワーク上から使用する場合も含め、一旦1台のコンピュータ上で実行した場合、別のコンピュータ上で実行することはできません。OPC Spiderが特定の1台のコンピュータ上で使用されている場合、エンドユーザーは、追加のライセンスを購入せずに他のコンピュータ上でOPC Spiderを使用することはできません。仮想化環境の複数のゲストOS OPC Spiderを使用する場合、ゲストOS数分の基本ライセンスを購入しなければなりません。エンドユーザーは、OPC Spiderが使用することを許諾されたOPC Spider開発用クライアントは、OPC Spiderの1ライセンスにつき、2台のコンピュータ（搭載されているCPU数は問いません）において使用することができます。基本ライセンスとして、OPC Spiderの1ライセンスにつき、OPC Spider開発用クライアントの2ライセンスがかかる特定の1台のコンピュータ上で使用されている場合、エンドユーザーは、追加のライセンスを購入せずに、他のコンピュータ上でOPC Spider開発用クライアントを使用することはできません。また、他のコンピュータ上でOPC Spider開発用クライアントの使用を希望する場合は、追加ライセンスを購入しなければなりません。なお、OPC Spider開発用クライアントは、エンドユーザーが使用することを許諾されている複数のOPC Spiderに接続することができます。アダプタを使用するためには、サーバ用の特定の1台のコンピュータ（搭載されているCPU数および接続するデータベース先の数は問いません）につき、アダプタの種類数に1ライセンスを購入しなければなりません。OPC Spiderはホットパッチアップ（常時接続可能な状態で待機している場合を指します）。但し、通常使用されるOPC Spiderに障害が発生した場合に限り使用することができます（これが出来ます）として本ソフトウェアの使用を希望する場合、通常使用する同一の構成のライセンスを購入しなければなりません。OPC Spiderの開発用ライセンスを本番用ライセンスとして使用することはできません。また、エンドユーザーは、ASP事業、システムインテグレーション事業、もしくはこれらに類似する事業を目的として本ソフトウェアの全部または一部を使用し、また第三者に使用させてはならず、また、その他商用目的で本ソフトウェアの全部または一部を第三者に使用させることはできません。但し、エンドユーザーおよび第三者のシステムに必要とされるライセンスをエンドユーザーおよび第三者が購入する場合に限り、システムインテグレーション事業を目的とした使用ができます。

### ライセンスされる本ソフトウェアの複製：

エンドユーザーは、「コンピュータ指定のライセンス」の箇所において使用が許諾されている範囲の目的において、本ソフトウェアの複製物を作成することができます。また、エンドユーザーは、本ソフトウェアが保存されているメディアのバックアップのために、本ソフトウェアの複製物1部を作成することができます。本ソフトウェアの複製物には全て、たけびしの著作権表示およびその他の法的な表示を含めなくてはなりません。

### サポート：

エンドユーザーは、別途ソフトウェアサポートサービス料を支払うことにより、本ソフトウェアの付属書類またはたけびしのWebサイトに記載されたソフトウェアサポートサービスを受けることができます。

### 期間：

本ライセンス契約は、本ソフトウェアを使用した日から有効となり、解除されるまで有効です。エンドユーザーは、本ソフトウェア、付属書類、およびそれらのすべての複製物を破棄することにより、いつでも本ライセンス契約を解除できます。但し、一旦使用された本ソフトウェアに対してエンドユーザーからたけびしに支払われたライセンス料に関しては、たけびしはエンドユーザーに対して、下記「限定的の保証」に指定されている条件を満たす場合を除き、いかなる場合においても払い戻しいたしません。

### 無許可の使用：

エンドユーザーは、本ライセンス契約で明示的に許可されている場合を除き、たけびしからの書面による明示的な許可を事前に得ることなく、本ソフトウェアまたはその付属書類を譲り受けるまたはその他の手段で使用、複製、修正、改変または転送することはできません。また、エンドユーザーは、本ソフトウェアを翻訳、リバースプログラミング、ディセントラル化、逆コンパイル、およびリバースエンジニアリングすることもできません。

### JAVAサポートについての注意：

本ソフトウェアおよび付属書類に、Javaで開発されたプログラムのサポートが含まれていることがあります。Javaテクノロジーは、不具合に対して自動的に対応できる機能または性能を持つものではなく、万一不具合があった場合には、死傷、人身傷害、もしくは重大な物損または環境破壊を直接もたらす可能性のある、原子力発電所の操業、航空機の航行、通信システム、航空交通管制、生命維持装置、兵器システムなどの危険な環境（危険性の高い活動）におけるオンライン制御装置として設計、製造されたものではなく、それらのために、使用、または販売されるものではありません。

### 第三者のソフトウェア：

たけびしは、本ソフトウェアと共に、第三者のソフトウェア製品（以下「第三者ソフトウェア」といいます）を提供する場合があります。第三者のソフトウェアについて別のライセンス規定に従い取り扱われるべき旨の記載が、本ソフトウェア付随のマニュアル等に記載されている場合には、本ライセンス契約の規定にかかわらず、第三者ソフトウェアについてはその他のライセンス規定に従い取り扱われるものとし、エンドユーザーはそれらを確認し、承諾するものとします。また、たけびしによるサポートおよび保証については以下の規定が適用されるものとします。

### サポートサービス：

第三者ソフトウェアおよびそれに関するドキュメントは、何らの保証もない現状有姿のままで提供されるものですので、たけびしおよびその関係会社は、第三者ソフトウェアに関しての操作方法、瑕疵その他に関して、サポートを提供するものではありません。

## 無保証：

第三者ソフトウェアおよびそれに関するドキュメントは、何らの保証もない現状有姿のままで提供されるものですので、たけびしおよびその関係会社は、第三者ソフトウェアに関する商品性、および特定目的に対する適合性の保証を、明示であると默示であると問わらず、一切致しません。第三者ソフトウェアおよびそれに関するドキュメントの使用または機能から生じるすべての損害は、エンドユーザが負担しなければなりません。

## 免責：

いかなる場合においてもたけびしおよびその関係会社は、第三者ソフトウェアの使用または使用不能から生じる直接または間接の損害（逸失利益の喪失、事業の中止、事業情報の損失、またはその他の金銭的損失を含みますが、これらに限られるものではありません）に関する一切責任を負いません。たとえ、たけびしおよびその関係会社がこのような損害の可能性について知らされていた場合も同様です。

## 輸出規制：

本ソフトウェアの輸出において外国為替および外国貿易法その他の輸出関連法規が適用となる場合には、エンドユーザは、それらに従うものとします。なお、米国輸出管理法など外国の輸出関連法規の適用を受け、所定の手続が必要となる場合も同様です。

## 規定の保証：

(a) たけびしは、エンドユーザに対して以下を保証します。

(i) 本ソフトウェア（第三者ソフトウェアを含まない）がほぼ付属書類通りに作動すること。

(ii) 本ソフトウェアがCD-ROMもしくはディスク媒体で配布される場合にはメディアに適切に記録されていること。

これらの保証（以下「限られた保証」といいます）は、購入の日から90日間有効です。たけびしは、本ソフトウェアと共に提供される第三者ソフトウェアについては保証しませんが、たけびしは、その第三者ソフトウェアについての権利者またはライセンサーによる保証をエンドユーザに移行することに合意します。

(b) 限定的保証は、本ライセンス契約の条項や本ソフトウェアおよび付属書類上の指示に従わずに改変、損傷、乱用、誤用または使用された本ソフトウェアには適用されません。

(c) 限定的保証に基づいたたけびしの責任およびエンドユーザに対する唯一の救済は、本ソフトウェアの修復もしくは交換、または、本ソフトウェアの購入価格の返還に限られます。たけびしは、本ソフトウェアがエンドユーザの保管する領収書のコピー（写し）を添えて、保証期間内にたけびしに返送されない限り、限定的保証に基づく責任を負いません。本ソフトウェアの交換されたものについては、当初の保証期間の残存期間または30日間のうち、いずれか長い期間につき保証されるものとします。

(d) 限定的保証は、明示であると暗示であると問わらず、商品性、特定の目的への適合性、および第三者の権利侵害についての保証、または本ライセンス契約中に明記されていないその他の一切の保証（商慣行や取引慣習で発生する保証を含むがこれらに限られません）に付与するとともに、それをを排除するものとします。

(e) エンドユーザがユーザ登録を怠った場合、もしくは配布されたバージョンまたはアップデート版をインストールしていないか、インストール方法が不適切であった場合、たけびしは本ソフトウェアに対するいかなる保証をも行うことができず、エンドユーザは本ソフトウェアの実行とその結果に一切の責任を負うことになります。

## 制限：

エンドユーザが本ライセンス契約に違反した場合、本ソフトウェアのライセンス料の支払いを怠った場合または下記の反社会的勢力に該当することが判明した場合は、たけびしは事前の催告なしにいつでも本ライセンス契約を解除することができます。この場合、エンドユーザは本ソフトウェアを一切使用することはできません。また、エンドユーザはたけびしの指示に従い、自身的の負担で直ちに本ソフトウェアを付属書類、およびそれらのすべての複製物を返却、破棄または消し去し、その旨を証する文書をたけびしに提出するなど、たけびしの指示に従った措置を探らなければならないものとします。なお、反社会的勢力に該当することを理由として本ライセンス契約が解除され、たけびしに損害が発生した場合、エンドユーザは全ての損害について賠償責任を負うものとします。

## 反社会的勢力：

「反社会的勢力」とは、暴力、威嚇または詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人であって、

以下の(i)または(ii)に該当する集団または個人をいいます。

(i) 脳力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動団体ぼうゴロ、

政治活動団ぼうゴロ、または特殊知能集団、その他のこれらに準する反社会的な集団または個人等（以下「暴力団員等」といいます）

(ii) 暴力的な要求行為、または、法的な要求を超えた不当な要求行為を行う集団または個人

## 責任の制限：

いかなる場合においても、本ソフトウェアに関するたけびしの責任は、本ソフトウェアに対してエンドユーザが実際に支払ったライセンス料の範囲に限られます。限定的保証で規定される場合以下の購入価格の返還を除き、たけびしまたはその関係会社は、いかなる場合においても、本ソフトウェアの使用または使用不能に関連して生じた直接的損害、間接的損害、特別損害、付随的損害、結果的損害、および業務上の利益の喪失、業務の中断による損失、業務情報の喪失、またはその他の一切の損害について、たとえそれらの発生の可能性を知らされた場合であっても、一切の責任を負いません。

## 準拠法および裁判管轄：

本ライセンス契約は日本国法を準拠法とします。本ライセンス契約に関連して発生する訴訟については、すべて京都地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。本ライセンス契約の一部が無効とされた場合でも、本ライセンス契約の残りの部分は有効で拘束力を持ちます。

## 第2章 「JDBC Proxy Server」

### 定義：

本章において、「本ソフトウェア」とは、「OPC Spider」に付随する場合のあるソフトウェアである「JDBC Proxy Server」のことをいいます。

### 準用：

第1章における、「ライセンスの許諾」・「コンピュータ指定のライセンス」・「サポート」以外の規定については、本ソフトウェアについても準用するものとします。

### ライセンスの許諾：

OPC SpiderがWindows以外のオペレーティングシステムが組み込まれたコンピュータにインストールされている場合において、エンドユーザが次の(a)、(b)および(c)の事項を遵守するとき限り、たけびしは、エンドユーザに対して、本ライセンス契約の条項に基づいて本ソフトウェアを使用する非独占的かつ譲渡不能のライセンスを許諾します。本ソフトウェアを一時的にメモリにロードしたり、永続的にメモリにインストールしたりする場合、エンドユーザは本ソフトウェアをコンピュータ上で使用したものとみなされます。エンドユーザはたけびしからの書面による許可を事前に得ることなしに、本ライセンスを譲渡または移転することはできません。また、無許可で行われた譲渡または移転は無効となります。

(a) 第1章における「ライセンスの許諾」の規定に基づいてOPC Spiderを使用していること。

(b) Windowsもしくはそれ以外のオペレーティングシステムが組み込まれているコンピュータ上のOPC Spiderと、Windowsがオペレーティングシステムとして組み込まれている他のコンピュータ上のOPCデータソースとを接続することを目的としていること。

(c) OPC Spiderがインストールされているコンピュータ、またはOPC Spiderがインストールされているコンピュータ以外のコンピュータ（OPC Spiderと接続されているコンピュータに限る）にのみ本ソフトウェアをインストールするものとし、その他のコンピュータにはインストールしないこと。

### コンピュータ指定のライセンス：

エンドユーザが使用することを許諾された「JDBC Proxy Server」本ソフトウェア1部は、エンドユーザが所有または貸与を受けている（スタンダードローン、ネットワーク接続のいずれであるかに拘りません）特定の1台のコンピュータ上で1つのJava仮想マシン上ののみ実行することができます。エンドユーザは本ソフトウェアをネットワーク上から使用する場合も含め、複数のコンピュータ上で実行することができます。エンドユーザは、本ソフトウェアに対するアクセスをOPC Spiderをインストールした特定の1台のコンピュータ上でしか行なうことができません。本ソフトウェアが特定の1台のコンピュータ上で使用されている場合、エンドユーザは、追加のライセンスを購入せずに、他のコンピュータ上で本ソフトウェアを使用することができます。また、エンドユーザは、ASP事業、システムインテグレーション事業、もしくはこれらに類似する事業を目的として本ソフトウェアの全部または一部を第三者に使用させることはできません。また、その他の商務目的で本ソフトウェアの全部または一部を第三者に使用させることはできません。但し、エンドユーザおよび第三者のシステムに必要とされるライセンスをエンドユーザおよび第三者が購入する場合に限り、システムインテグレーション事業を目的とした使用ができます。

エンドユーザが本ライセンス契約について質問がある場合、または、エンドユーザがなんらかの理由によりたけびしに連絡をとる場合には、下記までご連絡ください。

株式会社たけびし 〒615-8501 京都市右京区西京極豆田町29

Copyright TAKEBISHI CORPORATION All rights reserved.

本ソフトウェアは日本国特許法と著作権法をはじめとした法律および国際条約により、日本およびその他の地域で保護されるものです。

たけびし、たけびしロゴ、TAKEBISHI、TAKEBISHIロゴ、OPC Spider、OPC Spバイダー、OPC Spiderマークは株式会社たけびしの登録商標または商標です。